

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条の5第1項の規定により、建設業者の監督処分について、次のとおり公告する。

平成29年10月6日

香川県知事 浜 田 恵 造

1 処分をした年月日

平成29年9月29日

2 処分を受けた者の商号、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名並びにその者の建設業法第3条の規定に基づく許可番号

(1) 商号

有限会社多田組

(2) 主たる営業所の所在地

仲多度郡多度津町栄町2丁目772番地8

(3) 代表者の氏名

多田 吉宏

(4) 許可番号

香川県知事許可（般-29）第7352号

3 処分の内容

建設業法第29条第1項の規定による許可の取消し（土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、水道施設工事業）

4 処分の原因となった事実

有限会社多田組の役員は、傷害の罪により、平成27年10月29日に丸亀簡易裁判所から罰金50万円の略式命令を受け、同年11月13日にその刑が確定した。

このことは、建設業法第29条第1項第2号に規定する許可の取消事由に該当する。